平成２６年（フ）第１２４７号
福岡市東区舞松原１丁目７番３―203号
債務者　寺前　英郎
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２７６号
福岡市南区若久１丁目26番28―301号
債務者　高林祐次郎
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８９号
福岡市城南区神松寺２丁目６番23―207号
債務者　福嶋いづみ
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６号
福岡県大川市大字道海島560番地木の香ホームⅢ
債務者　中村　光洋
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1809番地１
サウスジーマ206
債務者　知念　正晃
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１８４号
山梨県韮崎市穴山町3173番地９
債務者　平林　　弘
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
長野県松本市寿北３丁目４番６号　シティハイムＩＺＵＭＩ１号棟　121号室
債務者　宮田　直也
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１０号
徳島県美馬市脇町大字北庄989番地３
債務者　藤本　真有
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第２８２号
岐阜市次木404の２、住民票上の住所岐阜市東鵜３丁目６番地２
債務者　浅見　勝馬
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２９６号
岐阜県本巣郡北方町春来町２丁目129番地
サニーハウス201号
債務者　青山　豊美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第23地割７番地１、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町大槌第12地割180番地１　大槌町大槌第７仮設団地７―４
債務者　樋口　　徹
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０３号
茨城県水戸市袴塚３丁目１番20―205号　メゾン・ド・スケガワ、旧住所茨城県水戸市三湯町639番地の２
債務者　小田島洋子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２９号
三重県熊野市紀和町板屋150番地24、前住所三重県尾鷲市坂場西町12番26号
債務者　川原　広幸
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第１０７号
滋賀県彦根市高宮町766番地１　Ａ―104号、前住所滋賀県東近江市大清水町752番地24
債務者　木下　慎司
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１１１号
滋賀県東近江市八日市清水２丁目12番10号
債務者　末延　雅生
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第６１０号
神戸市中央区中山手通３丁目12番13号　福家ハイツ605、従前の住所神戸市中央区山本通３丁目７番６―307号
債務者　埴渕多摩子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１７号
神戸市長田区高東町３丁目２番13号
債務者　山本　信弘
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部